# 重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2、同法施工規則第16条の2等により、下記マンションの重要事項について、これに係る費用を添えて貴社に依頼致します。

尚、売却依頼主より調査依頼項目開示の了解を得ております。

| 調査依頼日 | 年　　月　　日 |
|---|---|
| **宅地建物取引業者** | |
| 会社名 | |
| 住所 | 〒　　県　　市 |
| 免許番号 | 国土交通大臣 ・ 知事 （　　）第　　号 |
| 依頼者 | 所属部署 ：　　氏名 ： |
| | TEL ：　　FAX ： |
| **調査対象マンション** | |
| 名称 | 号室 / 分譲P-№. |
| 所在地 | |
| 区分所有者 | 氏名 ：　　TEL ： |

**【 調査依頼項目 】**

| ↓お選び✔下さい | 項目 | 手数料(税込) | 振込先 |
|---|---|---|---|
| □ | 重要事項調査報告書 | 16,500円 | 三井住友銀行　甲東支店<br>普通4180078<br>ダイドー管理株式会社 |
| □ | 管理規約　★一部につき | 5,500円 | |
| □ | 議事録(写)　★一期分につき | 3,300円 | |
| □ | 「区分所有者変更届」等一式 | － | |
| 振込金額合計 | | 円 | |

※ご依頼の際は下記の留意事項を確認の上、ご依頼ください。
・調査依頼項目の依頼する内容については、□の中に✔印を付けてください。
・手数料は前払いとなっております。お振込後、振込用紙の写しを下記へ添付して依頼してください。
・議案書の販売は行っておりません。
・管理規約の発行は、FAXではご送付致し兼ねますのでご了承ください。(手渡しまたは郵送)
・重要事項調査報告書の発行は、依頼書を受け取ってから2～3営業日後になりますので、予めご了承ください。
・金額相違による返金の際は、振込手数料はご依頼者様負担にて対応致します。

**【 振込明細書貼付欄 】**※振込明細書をもって、領収書と代えさせていただきます。

**※ 管理規約等、2部以上必要な場合は、該当分に合わせてご入金をお願い致します。**
**詳細を下記空欄にご記入ください。**

お問い合わせ先:ダイドー管理株式会社　管理部　☎ 0798-53-3006

R6.4　改定